

5 公立京第 143 号
令和 5 年 4 月 27 日

各所属所長 様

公立学校共済組合京都支部事務局長
(公 印 省 略)

年金受給権者の再就職届書について

過去に公務員の共済組合員期間があり、年金受給している者（昭和 34 年 4 月 1 日以前生まれの者を目安としてください。）が、公務員の共済組合の一般組合員となった場合、年金の在職支給停止が行われるため、下記のとおり提出してください。

なお、提出が遅延した場合、年金が過払いとなることがありますので、留意してください。

記

1 提出書類

- (1) 年金受給権者再就職届書
- (2) 年金証書の原本（ただし、公立学校共済組合の年金証書は、提出不要。）

2 その他

- (1) 届の様式は、公立学校共済組合京都支部のHPからダウンロード可
- (2) 私学共済組合及び厚生労働大臣証明の年金については対象外
- (3) 一般組合員の資格取得もしくは、種別変更（短期組合員→一般組合員）の場合が該当

担当	京都府教育庁管理部福利課年金係 (公立学校共済組合京都支部年金係)
電話	075-414-5809